

様式1-1

申請書記入

年 月 日

沖縄県知事 殿

高校生等奨学給付金受給申請書

※必須項目

下記の4点を確認の上、左の□にレ点を付けてください。

*項目4つ全てにチェックしてください。
チェック漏れがある場合、受給できません。

- この申請書の記載内容は、事実と相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、沖縄県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は沖縄県以外の都道府県に高校生等奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

※該当する□にレ点をつけてください。

① 課税証明書・生活保護法の規定による生活保護受給証明書を提出し

申請者の印鑑は、認印でOKです。
給付金の他の書類も、全て同じ印鑑で押印してください。
*印鑑が異なる場合、書類を再提出頂きます。

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

ふりがな	おきなわ たろう		申請者住所	〒8570 泉崎1-2-2 県庁6F 沖縄県那覇市泉崎1-2-3 県庁7F
申請者氏名	沖繩 太郎	印	(電話番号)	
高校生等との関係 ※該当する□にレ点を記入	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 未成年後見人 <input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親 <input type="checkbox"/> 主たる生計維持者 <input type="checkbox"/> 生徒本人 <input type="checkbox"/> その他 ()			

記入内容に誤りがある場合、訂正印は不要です。

【対象となる高校生等について】

ふりがな	おきなわ はなこ		生年月日	昭和 平成 14 年 5 月 29 日
生徒氏名	沖繩 花子		現在在学している高校の課程(全日制・通信制)は必ず記入してく	
在学する学校	名称	私 立 ○○高等	学校	全日制 課程 普通 学科
	所在地	沖縄県那覇市○○○1-2-3 *本校の所在地を記入してください。 *学習センターやキャンパス等の所在地ではありません		
在学期間	31 年 4 月 1 日	～ 在学中	学年 3 年	在学中に給付金を受給した回数 1 回

【過去の高等学校等における在学期間】

*過去に在学した高校がある場合のみ
在学期間や、「奨学のための給付金」の受給回数は必ず記入してください。

学校名	私 立 △△	高等学校	通信 課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	平成 30 年 4 月 1 日	～	31 年 3 月 31 日	1 回
学校名	立	高等学校	制課程	在学中に給付金を受給した回数
在学期間	年 月 日	～	年 月 日	回

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	<input type="checkbox"/> 7月1日現在、生活保護を受給しています。	生活保護（生業扶助）を受給している世帯はチェックを入れ、必ず生活保護の「生業扶助」受給が分かる証明書を提出し
	<input type="checkbox"/> 生業扶助を受給しています。 →受給していることがわかる証明書を添付ください。(2)以下は記載の必要はありません。 <input type="checkbox"/> 生業扶助を受給していません。 →(2)以下を記載してください。	
②	<input checked="" type="checkbox"/> 7月1日現在、生活保護を受給していません。→(2)以下を記載してください。	

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）
※7月1日現在、当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の方は、記入してください。

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□にレ点を記入
	弟	沖縄 次郎	平成15年5月6日	私立◇高校・2年次	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中

(3) 【保護者等の収入の状況について】 次の者の課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出します。
（該当する□にレ点を付けてください。）

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	次を参考に課税証明書を提出する方の状況に応じてチェックしてください。 * 親権者が2名の場合は、両親2名分提出 * 親権者が1名の場合は、1名分提出 * 親権者おらず、未成年後見人が選任されている場合、選任されている人数分提出（ただし親権のある後見人分） * 親権者や未成年後見人がおらず、祖父母や叔父叔母、配偶者など他の者の収入により生計を維持している場合は、生計を維持している方1名分提出 * 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒が「成人」である場合、生徒1名分提出 * 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒が「未成年」である場合、(5)【課税証明書を提出しません】にチェック
②	<input type="checkbox"/> 親権者1名分 ※親権者が課税 ・離婚、死別等により親権者が1名の場合 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりできない場合等	
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている（未成年後見人が複数選任されている場合は、全） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する者である場合は、その者を除く。	
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している者（主） ※生徒の保険証の写しを添付して下さい。 ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等	
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	

(4) 【保護者等について】
課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	おきなわ たろう	高校生等との続柄
氏名	沖縄 太郎	父

ふりがな	おきなわ ゆいこ	高校生等との続柄
氏名	沖縄 結子	母

記入上の注意

※該当する□にレ点をつけてください。②マイナンバーカードの写し等とは、個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し、住民票記載事項証明書等が含まれます。

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、過去の高等学校等における学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校(専攻科含む)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校(第1学年から第3学年まで)、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 学校の「名称」の欄には、「①高等学校(全日制)」、「②高等学校(定時制)」、「③高等学校(通信制)」、「④高等学校(専攻科)」、「⑤中等教育学校(後期課程)」、「⑥高等専門学校(1～3学年)」、「⑦専修学校(高等課程)昼間学科」、「⑧専修学校(一般課程)昼間学科」、「⑨専修学校(高等課程)夜間等学科」、「⑩専修学校(一般課程)夜間等学科」、「⑪専修学校(高等課程)通信制学科」、「⑫専修学校(一般課程)通信制学科」、「⑬各種学校(外国人学校)」、「⑭各種学校(その他)」の別を記入すること。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいい、次の①～⑤は除きます。
 ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 ③法人である未成年後見人
 ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1)①「生業扶助を受給しています。」に該当する場合は、7月1日現在の生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる証明書を提出してください。
- ハ (3)②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
 (3)②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の課税証明書等を提出できない場合」は、(3)④及び⑤並びに⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ (3)①又は③に該当するときは、保護者全員の所得に関する書類(マイナンバーの写し課税証明書・非課税証明書等)を添付してください。
- ホ (3)④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者(医療保険各法(注)における扶養者等)の所得に関する書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

(注) 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族等の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳(中学生は除く。)以上23歳未満の扶養者については、扶養を確認できる書類(健康保険証等の写し等)を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等(修業年限が3年未満のものを除く。)を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。(専攻科に在学している者を除く。)
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について(平成11年4月30日厚生省発児第86号)による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費(母子生活支援施設の高中生等を除く)が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

(1) 【保護者等の収入の状況について】（該当する□にレ点を付けてください。）
生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）について

①	<input type="checkbox"/> 生活保護を受給していません。 ※生業扶助を受給している場合は、家計急変による給付金は受給できません。 ※生活保護証明書（様式2）証明書を添付ください。	
②	<input checked="" type="checkbox"/> 生活保護を受給しています。	生活保護(生業扶助)を受給している世帯はチェックを入れ、必ず生活保護の「生業扶助」受給が分かる

(2) 【扶養親族の状況について】（非課税世帯のみ記入してください。）
※当該世帯に生徒本人以外で扶養されている兄弟姉妹がいる場合で15歳（中学生未満の方は、記入してください）

扶養親族の状況	高校生等との関係	氏名	生年月日	学校名・職業	※高校に通学している方は該当する□にレ点を記入
	弟	沖縄 次郎	平成15年5月6日	私立◇高校・2年次	<input checked="" type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中
					<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外 <input type="checkbox"/> 休学中

(3) 【保護者等の家計急変の状況について】 次の者の課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出します。
（該当する□にレ点を付けてください。）

①	<input checked="" type="checkbox"/> 親権者（両親）2名分	
②	<input type="checkbox"/> 親権者が親権者が課税期日に死亡している場合 ・離婚、死別等 ・親権者が存在するもの、できない場合等	次を参考に課税証明書を提出する方の状況に応じてチェックしてください。 * 親権者が2名の場合は、両親2名分提出 * 親権者が1名の場合は、1名分提出 * 親権者おらず、未成年後見人が選任されている場合、選任されている人数分提出(ただし親権のある後見人分) * 親権者や未成年後見人がおらず、祖父母や叔父叔母、配偶者など他の者の収入により生計を維持している場合は、生計を維持している方1名分提出 * 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒が「成人」である場合、生徒1名分提出 * 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者が存在せず、生徒が「未成年」である場合、(5)【課税証明書を提出しません】にチェック
③	<input type="checkbox"/> 未成年後見人（ ）名分 親権者が存在せず、未成年後見人が選任さ（未成年後見人が複数選任されている場合） ※未成年後見人が法人である場合又は財産者である場合は、その者を除く。	
④	<input type="checkbox"/> 生徒の生計をその収入により維持している ※生徒の保険証の写しを添付して下さい ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在しない場合	
⑤	<input type="checkbox"/> 生徒本人 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等	
⑥	<input type="checkbox"/> 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合）であるが未成年で住民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合	

(4) 【保護者等について】
課税証明書・マイナンバーカードの写し等を提出する保護者等の氏名及び対象生徒との続柄を記入してください。

ふりがな	おきなわ たろう	高校生等との続柄
氏名	沖縄 太郎	父

ふりがな	おきなわ ゆいこ	高校生等との続柄
氏名	沖縄 結子	母

記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④高等学校（専攻科）」、「⑤中等教育学校（後期課程）」、「⑥中等教育学校（専攻科）」、「⑦高等専門学校（1～3学年）」、「⑧専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑨専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑩専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑫専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑬専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑭各種学校（外国人学校）」、「⑮各種学校（その他）」の別を記入してください。

【保護者等の家計急変の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の1～5は除きます。
 - 1 児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
 - 2 児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
 - 3 法人である未成年後見人
 - 4 民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
 - 5 その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ 家計急変に該当する場合は、保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類、家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類等（確認書類）を提出してください。
- ハ ②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②の「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の確認書類を提出できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合は該当します。この「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の確認書類を提出できない場合」は、④～⑥の「親権者が存在しない場合」に含まれます。
- ニ ①又は③に該当するときは、保護者等全員の確認書類を添付してください。
- ホ ④又は⑤に該当するときは、生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の確認書類を添付してください。また、主として生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかについて確認できる書類（生徒の健康保険証等の写し等）を添付してください。

（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいう。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- 15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の被扶養者については、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。（専攻科に在学している者を除く。）
- ロ 2つ以上の課程に在学している場合は、いずれか1つの課程を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。

様式 2

生活保護受給証明書

生活保護(生業扶助)を受給している世帯は、
福祉事務所長の証明を受けてください。

福祉事務所様式「生活保護受給証明書」で証
明する場合は、給付の種類に「生業扶助」が記
入されていることを確認してください。

年 月 日

福祉事務所長 印

下記の内容に相違ないことを証明します。
(該当する□にレ点をつけてください。)

- 1. 生業扶助あり (生業扶助開始日 年 月 日)
- 2. 生業扶助なし

世帯主氏名	住所		
世帯員氏名			
氏 名	続柄	生年月日	保護開始日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
			年 月 日
証明書の使用目的			
高校生等奨学給付金の受給手続のため			
備考			

様式3

高等学校等在学証明書

下記の者は、 年7月1日現在、当校の生徒であり、休学中でないことを証明します。

氏名	(ふりがな)	おきなわ		はなこ				
	姓	沖縄		名	花子			
生年月日	昭和 平成	14	年	5	月	29	日	
在学する課程 (該当を○で囲む)	○ 全日制		・	定時制	・	通信制		
学科・学年等	普通科		3	年	1	組	1	番
入学年月日	平成 令和	31	年	4	月	1	日	

年 月 日

所在地

学校名

学校長

印

学校がとりまとめて提出する場合、提出は省略します。

提出する場合、学校の在学証明書様式で証明することも可能。

その場合は、在学する課程・入学年月日が記入されていること。

様式6

年 月 日

生徒を扶養している保護者(申請者)の住所・氏名を記入し、申請書と同じ印を押印してください。

〒900-8570

扶養者住所 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁6F

ふりがな

扶養者氏名 沖縄 太郎

印

扶養誓約書

私が主として扶養している15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の者は下記のとおりであることを誓約します。

記

ふりがな	おきなわ はなこ
被扶養者氏名 (申請に係る生徒)	沖縄 花子

申請の対象生徒の氏名を記入。

ふりがな	おきなわ じろう
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	沖縄 次郎
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	
ふりがな	
被扶養者氏名 (15歳(中学生を除く。) 以上23歳未満)	

対象生徒の他、扶養している兄弟姉妹の氏名を記入。

国民健康保険証だけでは扶養が確認出来ないため、保険証(写し)とこの誓約書を提出してください。

記入例の沖縄太郎が国保加入者の場合、国民健康保険証(花子と次郎)と扶養誓約書 を提出

※15歳(中学生を除く。)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹について記入してください。

※国保加入者は、保険証の写しと「扶養誓約書」の提出
(ただし、国保の世帯主が親権者以外の場合は「住民票謄本(続柄記載のあるもの)または戸籍謄本」も提出)

健康保険証等公的な確認書類が提出できない理由

沖縄県知事 殿

委任状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を下記の学校徴収金等に充てることについて、

〇〇高等学校 学校長に委任することを了承します。

記

申請者住所	〒900-8570	ふりがな	おきなわ たろう
	沖縄県	申請者氏名	沖縄 太郎 印
	那覇市泉崎1-2-2 県庁6F	学年・組・出席番号	3年 1組 1番
		生徒氏名	沖縄 花子
学校徴収金等	○学校徴収金 (修学旅行費、教材費、学年費、実習費等) ○団体徴収金 (PTA会費等の経費)		

※学校長は給付金を学校徴収金等に充てた後でなお、給付金に残余がある場合、その金額を申請者（保護者等）に支給する。

学費未納がある場合、申請者が給付金受領を学校長に委任することで、学校が受領し徴収金に充てることができます。

学校の代理受領を希望される場合、この委任状も提出してください。

別紙

健康保険証貼付台紙

対象生徒及び保護者が扶養する15歳(中学生を除く)以上、23歳未満の兄弟姉妹を確認するため、この台紙に健康保険証写しを貼り付けてください。

1. 対象生徒以外に扶養する子がない場合、提出する必要はありません。
2. 貼り付ける健康保険証は、対象生徒と兄弟姉妹のうち1人分の合計2枚です。
3. 国民健康保険加入者は、健康保険証の写しの他、扶養誓約書(様式第6号)も併せて提出してください。

申請生徒分

兄弟姉妹分

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

下記の者は、 年 7 月 1 日現在、以下のとおりであることを証明します。

氏 名	(ふりがな) おきなわ		はなこ	
	姓	沖繩	名	花子
学校名 課程・学科等名	〇〇高等学校 全日制 普通科		学 年	3

(該当する方に✓をすること)

- 以下のア～ウのいずれかに該当します。(ア～ウのうち該当するものに○を付すこと)
- 以下のア～ウのいずれにも該当しません。

ア 退学，停学（三か月以上）の処分を受けた者

イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の 5 割以下の者

ウ 前年度における出席率が 5 割以下の者

※ア～ウのいずれかに該当する者で，災害，疾病その他のやむを得ない事由がある場合は，以下に具体的な状況を記載すること。

--

年 月 日

〇〇 高等学校専攻科
学校長

印

個人対象要件証明書（専攻科のみ）

学校名	〇〇 高等学校専攻科
-----	------------

下記の者は、 年7月1日現在、以下のア～ウのいずれにも該当していないことを証明します。

- ア 退学、停学（三か月以上）の処分を受けた者
- イ 前年度における習得単位数が当校の定める当該年度の標準習得単位数の5割以下の者
- ウ 前年度における出席率が5割以下の者

通し 番号	学 年	課程 学科等名	氏 名	備 考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14				
15				

学校がとりまとめて提出する場合に使用ください

※ア～ウのいずれかに該当する者で、災害、疾病その他のやむを得ない事由がある場合は、以下に記載すること。

通し 番号	該当 要件 (ア～ウ)	学 年	課程 学科等名	氏 名	やむを得ない事由
1					
2					
3					
4					
5					

年 月 日

高等学校専攻科
学校長

印

債権者登録申請書（振込口座確認書類）

郵便番号	900-8570	電話番号	090-1234-****
預金種目	①:普通 2:当座	申請者以外の者への振込希望	①:有 2:無
店番号	123	口座番号	0123456
金融機関名	○△ 銀行 ◇□ 支店		
(フリガナ)	オキナワ ユイコ		
口座名義人	沖縄 結子		
上記のとおり申請します。	令和 2年 7月 2日		
沖縄県知事 殿	奨学給付金 申請者 住所	沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁6F	
	氏名	沖縄 太郎	印

* 給付金申請書と同じ印鑑で押印してください

通帳の表紙・見開の貼付台紙(金融機関名・店番号・口座番号・口座名義(カナ)が分かる部分)

上記欄に記入した口座情報に誤りがないか確認するため、
通帳写しを貼り付けてください。

別紙

※申請者以外の保護者や対象生徒の口座に振り込みを希望する場合、必ず提出すること。
※申請者（依頼者）の印は、給付金申請書と同じ印鑑で押印すること。

令和 2年 月 日

沖縄県知事 殿

申請者（依頼者）氏名： 沖繩 太郎 印

振込依頼書

必ず申請書と同じ印を押印してください。

私が申請者となっている令和元年度沖縄県高等学校等奨学のための給付金については、下記の者への支払いをお願いします。

記

1 支払先

氏名：沖繩 結子

住所：沖縄県那覇市泉崎1-2-2 県庁6F

2 支払い口座等

金融機関名： ○△ 銀行 ◇□ 支店

預金種目：普通 口座番号：0123456

口座名義人：沖繩 結子（加 オキナワ ユイコ ）

申請者以外の方の口座に振込を希望する場合、債権者登録申請書に記入した口座情報を、この依頼書にも記入し、提出してください。772